

東彼杵中学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、東彼杵中学校PTA（以下、「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東彼杵中学校〔長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1666番地〕（以下、「本校」という。）におく。

(会員)

第3条 本会のPTA会員（以下、「会員」という。）は、本校に在学する生徒の保護者、本校に勤務する教職員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、保護者と教職員の協力団体として、家庭、学校及び地域における教育の理解とその振興に努め、生徒の健全育成、会員相互の親睦と資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育目標をもとに、生徒の健全な育成と福祉の向上を図る。
- (2) 会員相互の資質向上のために研修をすすめる。
- (3) 会員相互の連絡を密にし親睦を図る。
- (4) 教育環境の整備を図る。
- (5) 地域並びに関係機関・団体等との連携を図る。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業を行なう。

(方針)

第6条 本会は、教育を本旨とする組織であり、次の方針をもって活動する。

- (1) 児童・生徒及び青少年の教育並びに福祉の向上のために活動する他の関係機関・団体等と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に偏った言動行為は行わない。
- (3) 営利を目的とするような行為は行わない。
- (4) その他本会の目的に反した行為は行わない。

(個人情報取扱規則)

第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第2章 役員及び運営委員

(本部役員及び運営委員)

第8条 本会には次の本部役員、運営委員（以下、「役員等」という。）をおく。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名（男性2名、女性2名） |
| (3) 学年委員会委員長 | 1名 |
| (4) 専門部会長 | 3名 |
| (5) 庶務・会計（事務局） | 1～2名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 顧問 | 若干名（学校長、前PTA会長等） |
| (8) 運営委員 | 地区委員、教職員代表者（3名）※各部会担当教職員 |

第3章 機関及び職務

(機関)

第9条 本会の機関は次のとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 本部役員会
 - (3) 運営委員会
 - (4) 役員選考委員会
 - (5) 学年委員会
 - (6) 監査委員会
 - (7) 地区会
- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は本会最高の議決機関で、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回春季に会長が招集する。ただし、重要事項その他必要があるときに本部役員会及び運営委員会の承認を得て開催することができる。なお、未曾有の事態により招集が困難であると判断した場合は、その承認方法を書面等にて行うことができるものとする。
- 3 総会は、会員総数の過半数の出席により成立する。ただし、委任状による委任を届け出た者は出席とみなし、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会の議長は、会員の中から選出する。

(総会に付議する事項)

第11条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会務報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員等に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他重要事項

(本部役員を選出方法)

第12条 本会の会長、副会長は役員選考委員会で推薦する。また、他の本部役員は以下の方法で選出し総会で承認を得る。

- 2 学年委員会委員長は、各学年の委員長の中から互選する。
- 3 専門部会長は、各学年の専門部員の中から互選する。
- 4 庶務・会計(事務局)は、学校長と協議の上、教職員の中から会長が委嘱する。
- 5 監事は、第1学年、第2学年の学年副委員長がその職務を努める。
- 6 顧問は、学校長、前PTA会長等とし、必要に応じて会長が委嘱する。
- 7 運営委員は会長、副会長を兼ねることができない。

(本部役員の任期)

第13条 本部役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 2 任期がすぎた本部役員は、後任者が決定するまでの間、その任にあたるものとする。
- 3 本部役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部役員会の構成と会議)

第14条 本部役員会は、会長、副会長、学年委員会委員長、専門部会長、庶務・会計(事務局)、顧問をもって構成する。なお、必要に応じて他の関係者を出席させることができる。

- 2 本部役員会は、会長が必要に応じ随時開催する。
- 3 学年委員会委員長が出席できない場合は、副委員長が代理で出席する。
- 4 専門部会長が出席できない場合は、副部会長が代理で出席する。

(本部役員の職務)

第 15 条 会長は、本会を統括し、会を代表する。

第 16 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。なお 1 名は、東彼杵中学校部活動振興会会長を、1 名は、同会副会長を兼務する。また、1 名は、学校保健委員会会長を兼務する。

第 17 条 学年委員会委員長は、副委員長及び学年委員長等の協力のもと学年活動の企画・運営にあたる。

第 18 条 専門部会長は、副部会長及び部員との協力のもと専門部会の企画・運営にあたる。

第 19 条 庶務・会計(事務局)は、会議の記録その他会務に関する書類の整理にあたり、本会の財産を管理し一切の会計事務を処理する。

第 20 条 監事は、本会の会計及び事業の監査にあたる。

第 21 条 顧問は、本会の運営について助言を行う。

第 22 条 運営委員は、各専門部のいずれかに属し、専門部会長、副部会長とともに専門部会の運営・協力にあたる。

(本部役員会に付議する事項)

第 23 条 本部役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 総会の議決によって委託された事項
- (3) 専門部会において立案された事項
- (4) 本会の目的達成のための緊急事項
- (5) その他会長が認めた事項

(運営委員の任期)

第 24 条 運営委員の任期は 1 年とする。

- 2 任期が過ぎた運営委員は、総会が開催され、新しい本部役員体制が発足するまでの間、その任にあたるものとする。

(運営委員会の構成と会議)

第 25 条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、専門部会長、副部会長、学年委員長、学年副委員長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、会長が必要に応じ随時開催する。
- 3 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。
- 4 運営委員会は、本会の運営に関する重要事項を審議し決議する。
- 5 運営委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。ただし、委任状による委任を届け出た者は出席とみなし、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 運営委員会の議長(進行)は、副会長が務める。

(運営委員会に付議する事項)

第 26 条 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会で委任された事項
- (2) 本部役員会より提出された事項
- (3) 本会の目的達成のための緊急事項

(役員選考委員の任期)

第 27 条 役員選考委員の任期は、次年度の本部役員立候補の受付を行ったにもかかわらず、立候補者が無くその必要数に達しなかった場合に役員選考委員会が発足し、その発足した時点から次年度本部役員が決定するまでの期間とする。

(役員選考委員会の構成と会議)

第28条 役員選考委員会の委員は、地区委員の中のブロック長、学年委員長・副委員長によって構成する。ただし、会長、副会長の参加を妨げない。

2 役員選考委員長、副委員長は次の順で担当する。

委員長 中部3 → 西部 → 中部1 → 中部2 → 東部 → 南部1 → 南部2

副委員長 南部1 → 南部2 → 中部3 → 西部 → 中部1 → 中部2 → 東部

3 役員選考委員会は、委員長が招集し開催する。

4 役員選考委員会は、推薦された本部役員候補者が適任であるかどうかを選考する。

(役員選考委員会に付議する事項)

第29条 役員選考委員会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 役員等の選考に関する事項

(2) 役員等の在り方に関する事項

(学年委員会)

第30条 学年委員会は、各学年の会員と学年所属の教職員で構成する。

2 学年委員会は、学年委員長が招集し開催する。

3 学年委員会は、学年の福利厚生、連絡、広報・研修及び生徒の愛護及び健全育成等に努める。

4 第1学年、第2学年においては、次年度の本部役員候補者を選出し、役員選考委員会に推薦する。その推薦する本部役員候補者の役職、人数は以下のとおりとする。ただし、立候補者がいた場合はこの限りではない。

(1) 第1学年・・・会長1名、副会長(男性)1名、副会長(女性)1名 計3名

(2) 第2学年・・・副会長(男性)1名、副会長(女性)1名 計2名

5 新入学年においては、入学式の際に学年委員長1名、副委員長1名及び各専門部員(3部会各2名)の選出を行う。

6 第1学年、第2学年においては、次年度の学年委員長1名、副委員長1名及び各専門部員(3部会各2名)の選出を行う。

7 次年度の本部役員候補者の推薦は、毎年度1月末までに行うものとする。

8 次年度の学年委員長1名、副委員長1名及び各専門部員(3部会各2名)の選出と事務局への報告は、毎年度1月末までに行うものとする。

(監査委員会)

第31条 監査委員会は、会長、監事、庶務・会計(事務局)によって構成する。

2 監査委員会は、会務・会計(事務局)の監査を行い監査の結果を総会で報告する。また、必要に応じて会長に運営に対する意見を述べることができる。

(地区会)

第32条 地区会は、各地区の会員によって構成する。

2 地区会は、地区懇談会等の開催支援・運営を行う。

第4章 専門部会

(専門部会)

第33条 本会の活動の円滑を図るため、具体的な事業を企画立案するため、次の専門部会をおく。

(1) 生活安全部会 (2) 保健体育部会 (3) 広報研修部会

2 専門部会長、副部会長は各学年よりそれぞれ2名を選出しその中から互選する。

3 専門部会は各部の職務に従い随時会議を開き、年間行事計画を立てそれを実施する。

4 すべての会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会の構成)

第34条 専門部会は各学年から選出された者、地区委員、教職員を割り当てて構成する。

2 副会長は、各専門部会に属し、専門部会長及び副部会長と共に円滑な専門部活動が行えるよう努める。

(生活安全部会)

第35条 生活安全部会は、生徒の健全育成を図るため関係諸機関との連携を密にし、地域生活の環境改善及び研修等に関することを行う。

(保健体育部会)

第36条 保健体育部会は、会員並びに生徒の体力向上や健康維持に努め、学校保健や体育行事、衛生環境改善に関することを行う。

(広報研修部会)

第37条 広報研修部会は、PTA広報誌の発行、調査研究、情報の収集・伝達を行い、会員相互の資質向上及び研修等に関することを行う。

第5章 会 計

(経費)

第38条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によってあてる。

2 本会の経費は第4条及び第5条の目的を達成するために使用し、それ以外に使用することはできない。

(会費)

第39条 本会の会費は、会員一戸当たり月額300円とする。ただし、特別な事情のある会員については本部役員会の承認を得て減免することができる。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第41条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(経理)

第42条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

2 止むを得ず費目の転用を必要とするときは、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費の変更)

第43条 本会の会費の変更は、総会で決議する。

第6章 附 則

第44条 本会則は、総会の決議を得なければ変更することはできない。

第45条 本会則の他、細則並びに規定を設けることができる。

第46条 細則並びに規定は、本部役員会の審議を経て運営委員会で改廃できる。

第47条 表彰及び慶弔に関する事項は、別に規定で定める。

第48条 本会には次の帳簿を備える。

(1) 会則並びに諸規定綴り (2) 会員名簿 (3) 役員名簿 (4) 諸記録簿
(5) 会計簿 (6) 会費徴収簿

第49条 本会は、会長と庶務・会計(事務局)に若干の手当を支給する。

第50条 本会則は、平成31年4月1日から施行する。

本会側は、令和2年11月1日から施行する。

本会側は、令和4年6月1日から施行する。